

議案第12号

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び多可町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び多可町消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和5年3月1日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び多可町消防団条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

第1条 多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年多可町条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表消防団の項報酬の額の欄中「20,000円」を「36,500円」に、「13,000円」を「20,000円」に改め、同項の次に次のように加える。

	災害対応に従事するための出動	日額（4時間以上のとき）	8,000円
		日額（2時間以上4時間未満のとき）	4,000円
		日額（2時間未満のとき）	2,000円

第2条 多可町消防団条例（平成17年多可町条例第194号）の一部を次のように改正する。

第6条の2を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び多可町消防団条例の新旧対照表

(第1条) 多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

現 行				改 正			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
区分		報酬の額		区分		報酬の額	
(略)				(略)			
消防団	団長	年額	180,000円	消防団	団長	年額	180,000円
	副団長	年額	100,000円		副団長	年額	100,000円
	分団長	年額	50,000円		分団長	年額	50,000円
	副分団長	年額	20,000円		副分団長	年額	36,500円
	その他の基本団員	年額	13,000円		その他の基本団員	年額	20,000円
	機能別団員 (応援団員)	年額	5,000円		機能別団員 (応援団員)	年額	5,000円
	機能別団員 (女性部団員)	年額	5,000円		機能別団員 (女性部団員)	年額	5,000円
(略)				災害対応に従事するための出動	日額 (4時間以上のとき)	8,000円	
(略)					日額 (2時間以上4時間未満のとき)	4,000円	

現 行	改 正		
			日 額 (2 時 間 未 満 の 時 刻) 2,000円
	(略)		

(第2条) 多可町消防団条例

現 行	改 正
<p>(手当)</p> <p><u>第6条の2</u> 団員には予算の範囲内において、規則で定めるところにより次の手当を支給する。ただし、団長、副団長には支給しない。</p> <p>(1) <u>災害時出動手当</u></p> <p>(2) <u>訓練等出動手当</u></p> <p>(3) <u>警戒・点検等出動手当</u></p>	